

## 付 議 第 1 号

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を  
改正する規則議案

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成18年高知県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教育委員会規則**  
-----

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

高知県教育長 田村 壯児

**高知県教育委員会規則第 号**

**高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則**

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成18年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）第47条の5」を「。以下「法」という。）第47条の6第1項」に改める。

第2条を次のように改める。

（設置等）

**第2条** 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、その所管する学校ごと（法第47条の6第1項ただし書に規定する場合にあっては、2以上の学校ごと）に協議会を置くように努めるものとする。

2 前項の規定による協議会の設置は、教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等（以下「保護者等」という。）の学校運営への参画並びに保護者等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び子どもたちの健全育成に取り組むという目的を達成するために行うものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、法第47条の6第2項第1号に規定する対象学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。

4 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長に対し、その旨を通知するものとする。

第3条を削る。

第4条第1項中「15名」を「10名」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

（5）学識経験を有する者

第4条第1項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

第4条第3項中「設置校」を「対象学校」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項中「1年」を「2年」に改め、同条第3項を次のように改め、同条を第4条とする。

3 委員は、再任されることができる。

第6条第2号中「設置校」を「対象学校」に改め、同条を第5条とする。

第7条第2項ただし書中「当該設置校」を「対象学校」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「当該設置校」を「対象学校」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出し中「基本方針」を「基本的な方針」に改め、同条第1項中「設置校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、基本方針を作成し、協議会の承認を得るもの」を「法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項」に改め、同項第1号中「及び学校経営計画」を削り、同項第2号中「教育課程の編成」を「学校の経営計画」に改め、同項第3号中「組織編成」を「学校組織の編成」に改め、同項第5号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第8条とする。

2 対象学校の校長は、毎年度、法第47条の6第4項に規定する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得て、学校運営を行うものとする。

第10条の見出し中「申出」を「聴取」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「法第47条の6第6項又は第7項」に、「当該設置校」を「対象学校」に、「聴取する」を「聴く」に改め、同項を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（協議会が意見を述べることができる事項）

**第10条** 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に関する事項を除く。）とする。

第11条第1項中「、保護者及び地域住民等」を「及び保護者等」に、「聴取する」を「聴く」に改め、同条第2項中「保護者及び地域住民等」を「保護者等」に、「積極的に活動状況を公開する等、情報の提供に」を「対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう」に改める。

第12条第2項中「設置校」を「対象学校」に改める。

第13条を削る。

第14条第1項第1号中「第6条」を「第5条」に改め、同条第2項中「設置校」を「対象学校」に改め、同条を第13条とする。

第15条を第14条とする。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に設置されている学校運営協議会は、この規則による改正後の高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条第1項及び第2項の規定に基づき設置されたものとみなす。

高知県教育委員会規則

- ◎ 高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を  
改正する規則議案説明

1 改正の理由及び内容

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、「高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」の一部（学校運営協議会設置の義務化、委員の構成、委員の任期、意見申出に関する事項等）を改正するものです。

2 施行期日

公布日

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(抜粋)

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(抜粋)

本則

本則

(趣旨)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の6第1項の規定に基づく学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づく学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

(設置)

第2条 高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、その所管する学校ごと(法第47条の6第1項ただし書に規定する場合にあっては、2以上の学校ごと)に協議会を置くように努めるものとする。

第2条 協議会は、保護者及び地域住民等が一定の権限及び責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校、家庭及び地域社会がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、一体となって子どもたちの教育に取り組むことを目的として設置する。

2 前項の規定による協議会の設置は、教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等(以下「保護者等」という。)の学校運営への参画並びに保護者等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び子どもたちの健全育成に取り組むという目的を達成するために行うものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、法第47条の6第2項第1号に規定する対象学校(以下「対象学校」という。)の校長の意見を聴くものとする。

4 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長に対し、その旨を通知するものとする。

(指定)

第3条 高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前条の目的が達成できると認められる学校について、協議会を設置する学校(以下「設置校」という。)として指定することができる。

(委員の構成等)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、10名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1)・(2) 略

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 略

(5) 学識経験を有する者

(6) 略

2 略

3 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

4・5 略

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 略

3 委員は、再任されることができる。

(委員の服務)

第5条 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 略

(2) 協議会及び対象学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。

(3)・(4) 略

2 校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請することができる。

3 第1項の指定の期間は、3年とし、再指定することを妨げない。

(委員の構成等)

第4条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、15名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1)・(2) 略

(3) 略

(4) 有識者

(5) 略

2 略

3 設置校の校長は、委員を推薦することができる。

4・5 略

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、1年とする。

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第1項の指定の期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

(委員の服務)

第6条 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 略

(2) 協議会及び設置校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。

(3)・(4) 略

(会長及び副会長)

第6条 略

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長となることができない。

3・4 略

(会議)

第7条 会長は、対象学校の校長と協議のうえ、協議会の会議を招集する。

2・3 略

(基本的な方針の承認等)

第8条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育目標\_\_\_\_\_に関する事
- (2) 学校の経営計画に関する事
- (3) 学校組織の編成に関する事
- (4) 略
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める事項に関する事

2 対象学校の校長は、毎年度、法第47条の6第4項に規定する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得て、学校運営を行うものとする。

(意見の聴取)

第9条

1 協議会は、法第47条の6第6項又は第7項の規定に基づき教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(会長及び副会長)

第7条 略

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該設置校の校長及び教職員は、会長となることができない。

3・4 略

(会議)

第8条 会長は、当該設置校の校長と協議のうえ、協議会の会議を招集する。

2・3 略

(基本方針の承認等)

第9条 設置校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、基本方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関する事
- (2) 教育課程の編成に関する事
- (3) 組織編成に関する事
- (4) 略
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関する事

2 校長は、前項の規定により承認を得た基本方針に基づき、学校運営を行わなければならない。

(意見の申出)

第10条 協議会は、当該設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該設置校の校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、当該設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定に基づき教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該設置校の校長の意見を聴取するものとする。

(協議会が意見を述べるができる事項)

第10条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項(特定の個人に関する事項を除く。)とする。

(意見等の把握及び情報の提供)

第11条 協議会は、児童、生徒及び保護者等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めるとともに、児童及び生徒については、必要に応じて、意見を聴くものとする。

2 協議会は、保護者等に対して、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(教育委員会による指導及び助言等)

第12条 略

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。

(委員の解任)

第13条 教育委員会は、辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

(意見等の把握及び情報の提供)

第11条 協議会は、児童、生徒、保護者及び地域住民等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めるとともに、児童及び生徒については、必要に応じて、意見を聴取するものとする。

2 協議会は、保護者及び地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開する等、情報の提供に努めるものとする。

(教育委員会による指導及び助言等)

第12条 略

2 教育委員会及び設置校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。

(指定の取消し)

第13条 教育委員会は、前条第1項の規定による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、第3条第1項の指定を取り消さなければならない。

(1) 協議会が機能せず、第2条の目的を果たせないとき。

(2) 協議会としての合意形成が行えないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。

2 教育委員会は、第3条第1項の指定を取り消そうとする場合において、当該設置校の校長又は委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

(1) 第5条の規定に違反したとき。

(2)・(3) 略

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第14条 略

(1) 第6条の規定に違反したとき。

(2)・(3) 略

2 設置校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

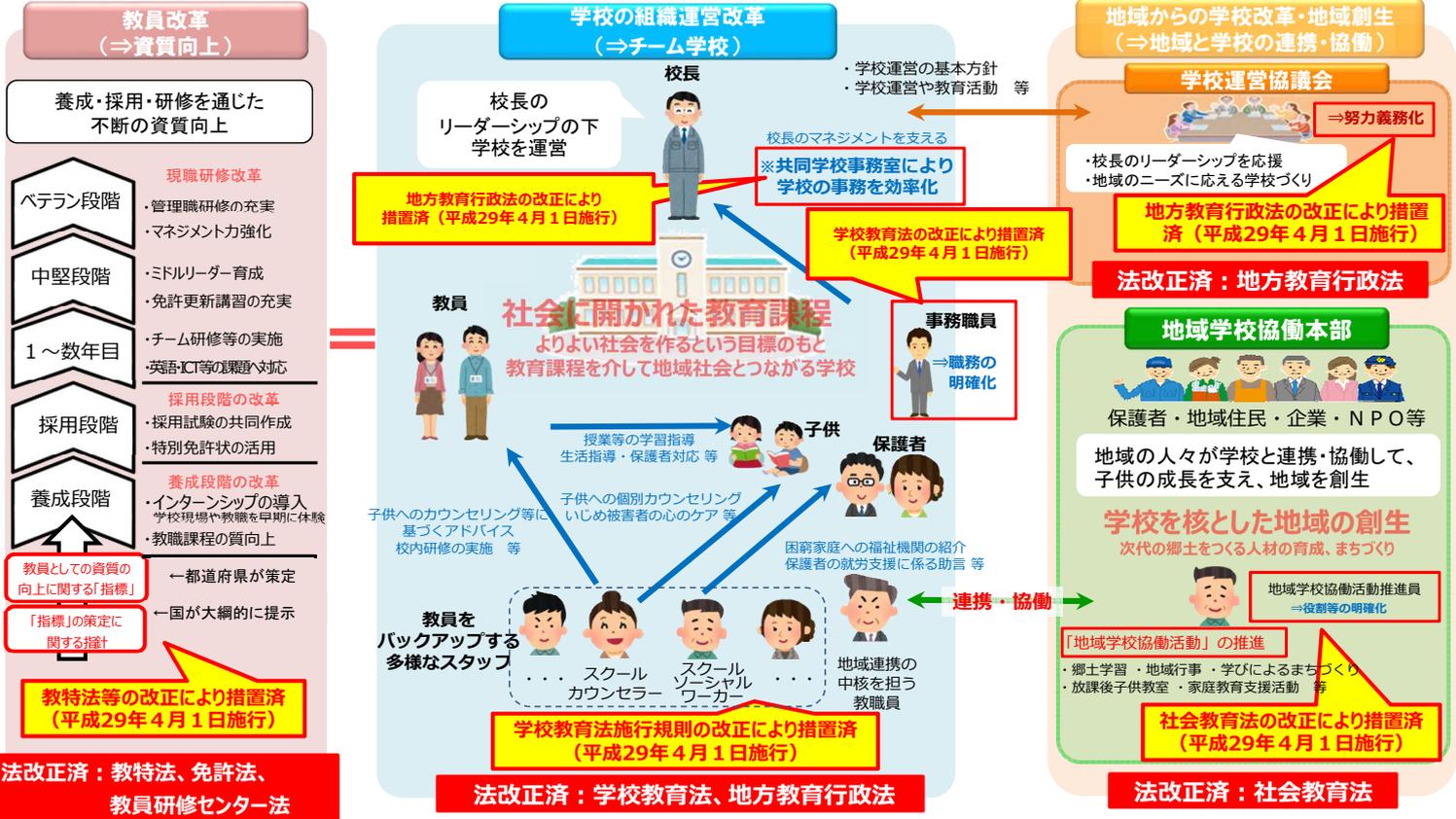
第15条 略

教育基本法を踏まえ、学校が直面する様々な教育課題に対応していくために、学校の機能強化を一体的に推進することが必要。

中教審答申←教育再生実行会議第7次提言

中教審答申←教育再生実行会議第7次提言

中教審答申←教育再生実行会議第6次提言



**「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実**

法改正済：義務標準法等

- ・障害に応じた特別の指導（通級による指導）、日本語能力に課題のある児童生徒への指導、初任者研修、少人数指導等の推進のための基礎定数の新設（義務標準法の改正）
- ・教職員定数の加配事由に「共同学校事務局」を明示（義務標準法の改正）

**学校運営協議会に関する地教行法の主な改正について（改正後の地教行法第47条の6関係）**

改正事項	現状・課題	改正の内容
① 学校運営協議会の設置を努力義務化	・協議会は各教育委員会が任意に設置するものとなっているが、さらなる設置の促進が必要。	・各教育委員会に対して、 <b>協議会の設置の努力義務を課す</b> こととする（第1項関係）。
② 学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し、必要な委員を追加	・学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定されているが、 <b>地域住民等の支援・協力を得て学校運営を改善していく必要性が高まっている</b> 。 ・委員は、 <b>地域住民や保護者一般</b> が規定されているのみ。	・協議会において、 <b>学校運営への必要な支援</b> に関する協議も行うよう、役割を見直す（第1項関係）とともに、協議会は、 <b>協議の結果に関する情報を地域住民等に提供するよう努める</b> こととする（第5項関係）。 ・地域学校協働活動推進員（※社教法に規定）等の <b>学校運営に資する活動を行う者を協議会の委員に加える</b> こととする（第2項関係）。
③ 委員の任命に関する校長の意見申出を規定	・委員の任命について、校長の関与は特段規定がないが、 <b>校長とともに責任感を持って学校運営に参画できる人材が必要</b> 。	・委員の任命に当たり、 <b>校長が意見申出</b> を行えることとし（第3項関係）、 <b>校長がリーダーシップを発揮</b> できる仕組みとする。
④ 任用に関する意見の柔軟化	・教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、 <b>特段の規定がないが、依然抵抗感が強い</b> 。	・どのような事項について <b>教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で定める</b> こととする（第7項関係）。
⑤ 複数校で一つの協議会を設置することを可能に	・学校ごとに協議会を設置することとされているが、 <b>学校間の円滑な接続を図れるようにすること等が必要</b> 。	・小中一貫教育など、二以上の学校に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、 <b>二以上の学校について一の協議会を置くことができる</b> こととする（第1項関係）。

※ このほか、協議会の運営が適正を欠き、学校運営に支障をきたすときには、教育委員会が協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずることとする（第9項関係）ほか、協議会の在り方の見直しに関する検討規定を置いている（附則第5条関係）